5　経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A　現状（数値）	B　計画終了時の目標（数値）	伸び率（（B－A）／A）（%）

6　経営力向上の内容

	事業分野別指針の該当箇所	実施事項（具体的な取組を記載）	新事業活動への該非（該当する場合は○）
ア			
イ			
ウ			

7　経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

8　経営力向上設備等の種類

	実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称／型式	所在地
1					
2					
3					

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号等
1					
2					
3					

	設備等の種類	数量	金額（千円）
設備等の種類別小計			
合計			

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十九年三月十五日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にこの命令による改正前の経営力向上に関する命令様式第一によりされている経営力向上計画の認定の申請は、この命令による改正後の経営力向上に関する命令様式第一による経営力向上計画の認定の申請とみなす。

省　令

○文部科学省令第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部の施行に伴い、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条、第八条第一項及び第十七条の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十四日　　文部科学大臣　松野　博一

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「保護者等をいう。第十条第二項及び第十一条第二項において同じ」を「保護者等をいう。以下同じ」に、「課税証明書等」を「個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ。）又は課税証明書等」に、「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に、「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

第十条第二項中「課税証明書等」を「個人番号カードの写し等又は課税証明書等」に、「次条第一項及び第二項」を「次条第一項及び第三項」に改める。

第十一条第一項中「法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている場合にあっては、前条第二項の規定により行うものとする」を「この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあっては、この限りでない」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を第四項とし、同条二項中「前項」を「第一項」に、「課税証明書等」を「個人番号カードの写し等又は課税証明書等」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている場合にあっては、法第十七条に規定する届出は、前項本文の規定にかかわらず、前条第二項の規定により行うものとする。